2026年10月28日

休学手続締切一覧

・休学開始月ごとの手続締切は下表のとおりです。
・締切日が土休日に当たる場合は、翌営業日を締切日とします。
・休学開始月に応じて手続までに納付する授業料が異なります。
・授業料の納付方法は休学手続時に案内します。

休学開始月	手続締切 （各日教務課前期課程窓口の開室時間中）	手続までに納付する授業料
5月	4月の第一木曜16:00まで	1か月分
6月 ※1	4月の窓口最終開室日16:00まで	2か月分
	5月の第一木曜16:00まで	Sセメスター分全額
7月 ※1	4月の窓口最終開室日16:00まで	3か月分
	6月の第一木曜16:00まで	Sセメスター分全額
8月	これらの月を開始月とする休学申請は受理しない。	
9月		
10月 ※2	9月の第一木曜16:00まで	徴収しない
11月	10月の第一木曜16:00まで	1か月分
12月 ※1	10月の窓口最終開室日16:00まで	2か月分
	11月の第一木曜16:00まで	Ａセメスター分全額
1月 ※1	10月の窓口最終開室日16:00まで	3か月分
	12月の第一木曜16:00まで	Ａセメスター分全額
2月	これらの月を開始月とする休学申請は受理しない。	
3月		
2027年4月	2027（令和9）年3月23日（火）16:00まで	徴収しない

※1. 6月、7月、12月、1月を開始月とする休学は、債権管理の都合上、手続日により納付する授業料が異なります。
※2. 進学選択が可能となる条件を満たした2年生に限り、手続の締切を延長します。
詳細については、教務課前期課程ウェブサイト「教務課からのお知らせ」に時期が近付いたら掲載しますので、確認してください。

教養学部教務課前期課程